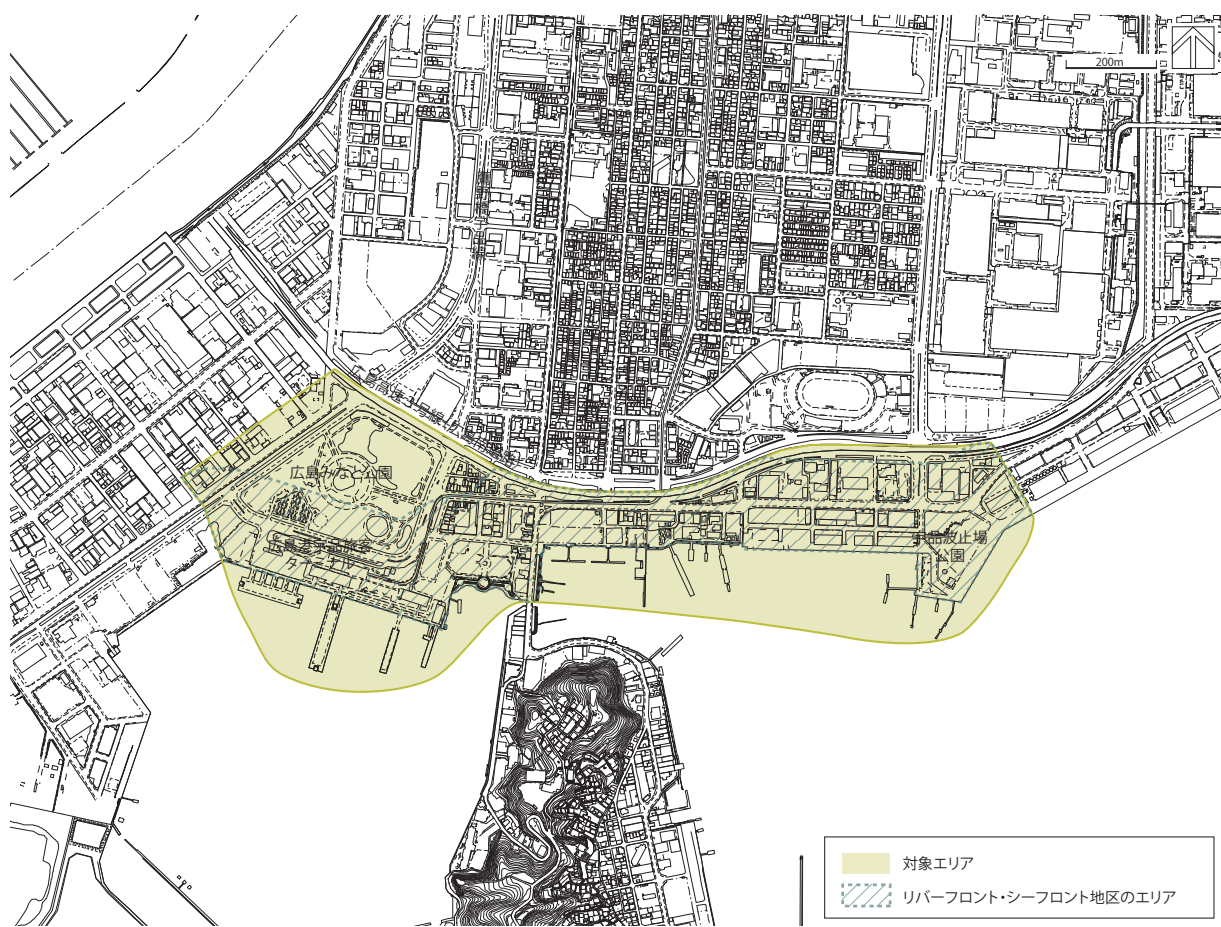


⑬ 宇品みなと地区

1 対象エリア

広島港宇品旅客ターミナルや広島みなと公園、宇品波止場公園、これらの施設と広島高速3号線(広島南道路)に囲まれた区域、広島みなと公園の西側に接する街区の道路端から50メートルの区域及び宇品波止場公園の北側に接する一街区を加えた区域を基本に、以下のとおりとします。



宇品みなと地区の位置図

2 景観形成の方針

宇品みなと地区は、江田島や能美島などの島しょ部や松山、呉、宮島と航路で結ばれた、瀬戸内海の海上旅客交通の拠点であり、海に開かれた本市の重要な*交通結節点です。

この宇品みなと地区では、市民等が旅客ターミナルや緑地等の港湾施設、歴史資産、豊かな自然資産を活用することによって、みなとに「にぎわい」を創出する取組が展開されており、本市の海の玄関にふさわしい魅力にあふれた景観づくりを進める必要があります。

景 観 形 成 の 方 針

みなとににぎわいを創出し、本市の海の玄関にふさわしい魅力にあふれた景観を形成します。

- ア 広島港宇品旅客ターミナルや海からの眺望に配慮します。
- イ 外壁等の色彩については、港のにぎわいや楽しさの演出を考慮し、極端な低明度、高彩度色を抑制したものとします。
- ウ 歩行者空間に面する建築物等の低層階は、ヒューマンスケール、素材、色彩などに配慮するとともに、歩行者空間と一体となるようデザインを工夫し、にぎわいの演出に努めます。
- エ 建物の低層階については、店舗などの立地による*回遊性やにぎわいの演出などによる良好な景観を形成します。
- オ 景観に潤いを与えるため、敷地内緑化を進め、建築物等においては屋上緑化や壁面緑化に努めます。

3 届出対象行為

以下の行為について、届出が必要になります。

届出対象行為	種 類	規 模
建築物の建築等	新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(外壁面、屋根面又は舗装面その他屋外に面する部分の一の面又は屋根面について、色彩の変更に係る部分(陸屋根の防水措置に係る部分を除く。)の面積が2分の1を超えるもの)	(1) 高さ13メートル(幅員が10メートルを超える道路に係る沿道の角地又は当該地区内の港湾に面する部分 ^{※1} に係る建築物等にあつては、高さ7メートル)を超えるもの (2) 建築(築造)面積が1,000平方メートルを超えるもの
工作物1(表1)の建設等		
工作物2(表2)の建設等		〈表2〉のとおり

注：工作物にあつては、屋外に設置するものに限る。

〈表1〉

工作物1
煙突
鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(旗ざお並びに架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く。)
電波塔、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
高架水槽、物見塔その他これらに類するもの
乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの(一般交通の用に供するものを除く。)
ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
観覧車、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
アスファルト、コンクリートなどの製造施設その他これらに類するもの
サイロ、ガスタンクなどの貯蔵施設その他これらに類するもの
粉碎施設、汚物処理場、ごみ焼却場などの処理施設その他これらに類するもの
彫像及び記念碑
太陽光発電装置

〈表2〉

工作物2
携帯電話等基地局アンテナ(規模にかかわらず全て)
駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場及びこれに類する駐輪場(時間貸し駐車場等)(規模にかかわらず全て)
機械式自動車車庫(地上段数が2以上のものに限る。)
擁壁(高さ2メートルを超えるものに限る。)であつて道路に接して設けるもの
塀及び柵(高さ1.5メートルを超えるものに限る。)であつて道路に接して設けるもの
日よけ、雨よけその他これらに類するもの(規模にかかわらず全て)

※1 港湾に面する部分：港湾から50メートル以内の範囲とする。以下この地区において同じ。

4 形態意匠の基準

アンダーラインは、地区ごとに異なる部分です。

対象物及び項目			形態意匠の基準(景観法第8条第4項第2号イ)		
建築物	形態の基準	配置 低層階 緑化	配置、低層階	快適な歩行者空間を演出するため、オープンスペースの確保に努め、壁面デザインを工夫する。	
			敷地内緑化	敷地内緑化をはじめ、屋上や壁面の緑化に努める。	
			駐車場、駐輪場、 ゴミ置き場等	できるだけ通りから見えない位置に設置するとともに、目隠しや緑化などにより修景する。また、舗装面は周辺景観との調和を図る。	
			塀、柵	周辺景観との調和を図る。	
	形状 材質 付帯設備		外観	広島港宇品旅客ターミナルや海からの見え方に十分配慮した配置、形態、意匠とし、周辺の街並みとの調和を図る。	
			壁面分節化	大規模壁面は、その圧迫感を軽減するため、壁面の分節化を図る。	
			塔屋、屋上設備	*スカイラインの連続性に配慮し、塔屋や屋上設備は、その突出部分を最小限とし、建築物の主体部分と一体のデザインとする。	
			屋外階段	できるだけ広島港宇品旅客ターミナルや海から直接見えない位置に設置するとともに、目立たない工夫をする。	
			仕上げ材質	壁面等の仕上げ材は、耐久性があり、汚れにくく、変色しにくいものとする。	
			室外機、 壁面設備	室外機は原則床置きとして、広島港宇品旅客ターミナルや海から見えない位置に設置し、地区内の通りからもできるだけ見えないよう工夫する。また、壁面設備も目立たない工夫をする。	
			バルコニーの 洗濯物	広島港宇品旅客ターミナルや海から、原則洗濯物等が見えないようにする。また、地区内の通りからも、できるだけ見えないよう工夫する。	
			*ガラス面の広告	広島港宇品旅客ターミナルや海から見える位置には、周辺との調和を図り、外壁のガラス面の内側に公衆に向けた広告物を表示しないことを基本とする。地区内の通りから見える位置についても、原則、表示しないこととし、やむを得ず表示する場合は、沿道の街並みや建築物と調和するようデザインを工夫する。	
	テレビアンテナ等	できるだけ広島港宇品旅客ターミナルや海から見えない位置で、景観上影響の少ない位置に設置する。			
	色彩の基準		基本	極端な低明度、高彩度色を抑制した色彩を採用し、*回遊性やにぎわい、楽しさを演出する景観を形成する。 なお、石材、木材等の素材感のある自然材料は、色彩の基準を適用しない。また、ガラス、金属板、太陽光発電用発電パネル等でマンセル表色系により色彩が表示できない場合については、高彩度色と認識されるものは使用しない。	
			外壁	基調色※1	基調色は、次の範囲から用いるものとする。 ただし、その色彩は周囲の自然や街並み、又は建築物全体の形態意匠と調和するように努める。 0R～5Yの色相：明度8超の場合、彩度4以下 0R～5Yの色相：明度3以上8以下の場合、彩度6以下 上記以外の色相：明度3以上、彩度2以下
				補助色※2、 強調色※3	補助色や強調色は、基調色等との調和に配慮する。 基調色の色彩の基準を超える色彩を用いる場合は、できるだけ低層階で用いるものとする。

建築物	色彩の基準		屋根色※4	屋根色は、次の範囲から用いるものとする。 ただし、その色彩は、周囲の街並みや外壁等の色彩と調和するように努める。 全ての色相：彩度6以下
			リバーフロント・シーフロント地区のエリアと重複する場所で‘港湾に面する部分’においては、 リバーフロント・シーフロント地区のうちシーフロント地区の色彩の基準を満たすものとする。	
			その他	工事現場の仮囲い
工作物 1・2	形態の基準	配置形状	共通	工作物の外観は、広島港宇品旅客ターミナルや海からの見え方に十分配慮した配置、形態、意匠とし、周辺の街並みとの調和を図る。
			携帯電話等 基地局アンテナ	できるだけ広島港宇品旅客ターミナルや海から見えない位置に設置するとともに、外壁又は屋根と同色で着色するなど目立たないように工夫する。
			時間貸し駐車場	舗装面や機器類などは、周辺景観との調和を図る。
			機械式自動車車庫	できるだけ通りから見えない位置に設置するとともに、目隠しや緑化などにより修景する。
			擁壁	擁壁の形態を周辺の地形に合わせるなど、周りの景観に溶け込むような工夫や修景を行うことによって、周辺景観との調和を図る。
			塀、柵	周辺景観との調和を図る。
	色彩の基準		工作物 (日よけ、雨よけ等を除く。)	建築物の色彩の基準を準用する。 ただし、柵や柱などの線的要素で構成される工作物については、上記の彩度範囲において、明度3未満の色彩も使用できるものとする。
			日よけ、 雨よけ等	地色※5の色彩は、高彩度色を避ける。 また、複数のテントや幕を設置する場合は、できるだけ色相や色調をそろえる。
	その他		工事現場の仮囲い	工事現場の仮囲いは、周辺景観との調和を図るとともに、必要に応じてデザインの工夫に努める。

※1 基調色：建築物等の外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/5以上に用いる色彩。

※2 補助色：建築物等の外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/5未満で用いる色彩。

※3 強調色：建築物等の外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/20未満で用いる色彩。ただし、補助色と強調色の和は、最大で外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/5未満とする。

※4 屋根色：屋根面に用いる色彩。ただし、陸屋根にあつては防水措置に係る部分を除く。

※5 地 色：日よけ、雨よけ等の1/3以上に用いる色彩。

注：一義的には基準に不適合のものであっても、景観審議会での審議などを経て、景観上の配慮や公益的な空間づくりがなされ、街並みの形成上支障がないと思われるものについては、特例的に基準外の色を使用できる場合があります。

宇品みなと地区 の使用可能色の範囲

〈解説〉

1 基調色

水辺の立地を活かしたにぎわいととも、本市の海の玄関にふさわしい品格のある景観を形成するため、基調色に高彩度色を用いることを制限します。暖色系色相(0R～5Y)の低彩度色を基本とし、寒色系色相(0R～5Y以外)を用いる場合は、色相による制限は行いませんが、概ね暖色系色相でまとまっている現況の景観を損なわないよう、さらに落ち着いた低彩度に抑えることとします。

また、暗い(明度が低い)色彩は周辺に威圧感を与えることから基調色として用いることを制限します。

さらに、明度が8を超え、一定の彩度を持つパステル調の色彩については、退色や汚れの影響を受けやすく、現況の街並みにおいてもほとんど用いられていないことから、基調色として用いることを制限します。

2 補助色・強調色

使用可能色の範囲は定めていませんが、中遠景の品格と近景でのにぎわいとバランスに配慮し、基調色の基準を超える色彩を用いる場合には、できるだけ低層階で用いるものとしします。

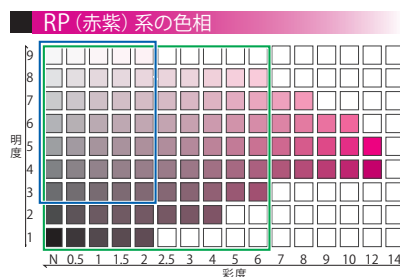
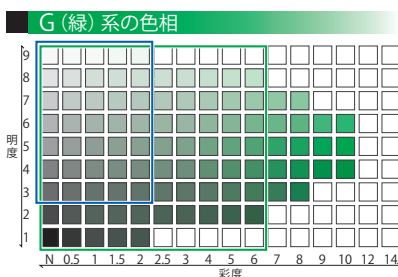
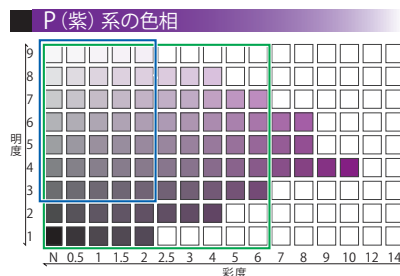
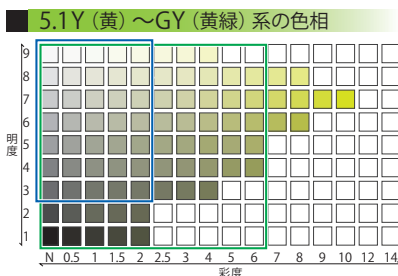
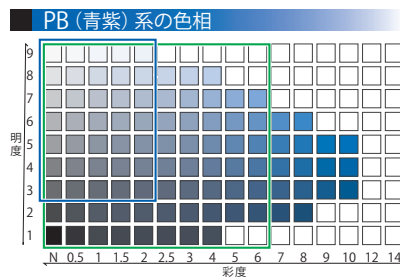
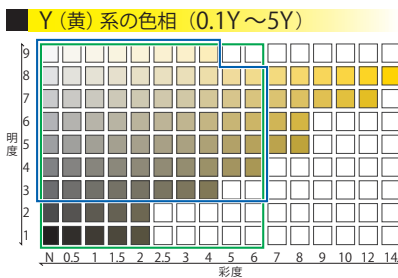
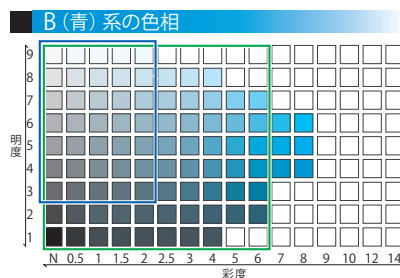
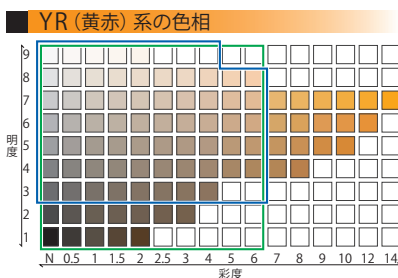
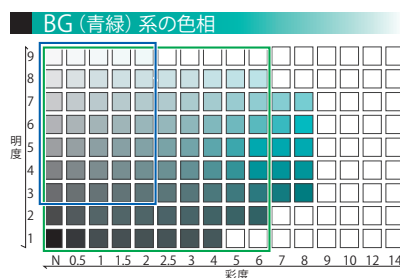
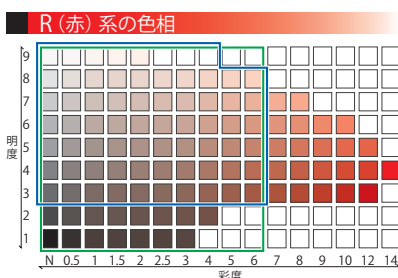
3 屋根色

緑の映える良好な景観を形成するため、彩度を抑えたものとしします。

注：リバーフロント・シーフロント地区のエリアと重複する場所で‘港湾に面する部分’においては、リバーフロント・シーフロント地区のうちシーフロント地区の色彩の基準を満たすものとしします。色彩の基準については、リバーフロント・シーフロント地区のページで確認してください。

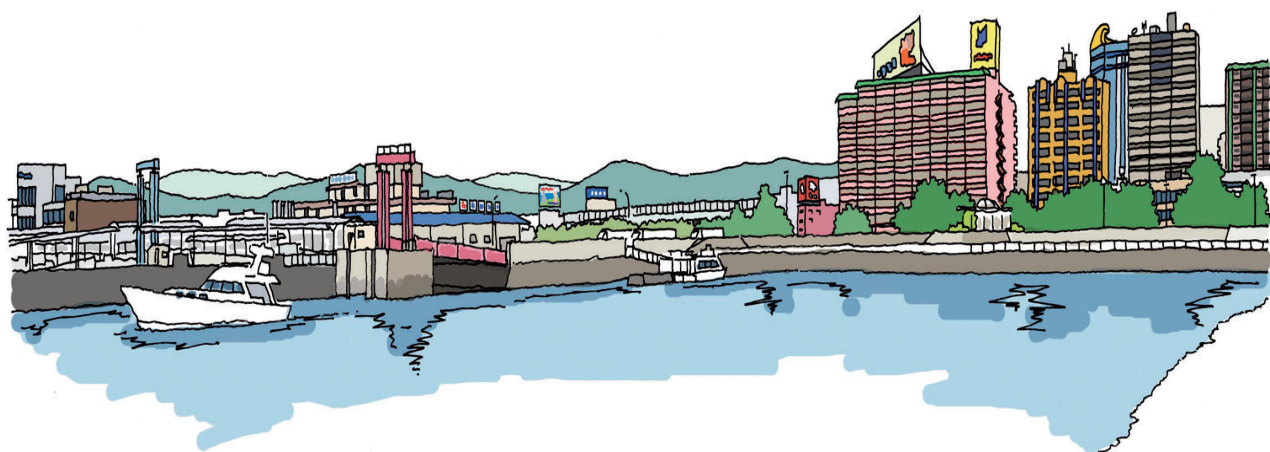
基準の適用部位		色相	明度	彩度	凡例(使用可能範囲)
建築物の外壁 工作物※の外観	基調色	0R～5Y	8超	4以下	
			3以上8以下	6以下	
		上記以外	3以上	2以下	
	補助色・強調色	できるだけ低層階で用いる			
建築物の屋根	屋根色	—	—	6以下	

※ 日よけ、雨よけ等を除く



形態意匠の基準による規制・誘導がない場合のイメージ

このスケッチは、景観計画の運用後、建築物の形態意匠の基準や屋外広告物の基本方針に基づき改善されるイメージを示したもので、この地区の将来的な理想像を示すものではありません。また、あくまでイメージであり、電線類など実際とは異なります。



形態意匠の基準による規制・誘導イメージ

